

「無線システム普及支援事業費等補助金(電波遮へい対策事業のうち医療施設を対象とするもの)」の交付決定

総務省は、本日、無線システム普及支援事業のうち、医療施設を対象とした携帯電話の電波遮へい対策について、公益社団法人 移動通信基盤整備協会への補助金交付を決定しました。

1 補助金の交付先

公益社団法人 移動通信基盤整備協会

2 事業概要

対象施設	総事業費 (千円)	補助金額 (千円)	サービス提供予定 事業者
独立行政法人国立病院機構災害医療センター	72,360	24,120	(株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)

○無線システム普及支援事業(電波遮へい対策事業)の概要

道路トンネル、鉄道トンネル及び医療施設(※)の電波が遮へいされる場所において、移動通信用中継施設の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助します。

- 1 事業主体: 一般社団法人等
- 2 対象地域: 道路トンネル、鉄道トンネル、医療施設
- 3 補助対象: 移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)
- 4 補助率: 道路トンネルの場合 1/2、鉄道トンネル及び医療施設の場合 1/3

(※) 支援対象となる医療施設は、基幹災害拠点病院としています。

【関連報道資料】

「無線システム普及支援事業費等補助金(電波遮へい対策事業のうち医療施設を対象とするもの)」に係る提案の公募(平成30年7月20日発表)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000180.html

(連絡先) 総合通信基盤局電波部電波環境課
担当: 生体電磁環境係
TEL: (直通) 03-5253-5905
(代表) 03-5253-5111 内線 5905
FAX: 03-5253-5914
E-mail^(注): d-bougo/atmark/soumu.go.jp

注 このアドレスには迷惑メール防止対策を施しています。
使用の際は、/atmark/を、@に置きかえてください。